

国・県、
そして町も

安心して自粛・休業できる予算を

提出予定の決議案

20日の臨時議会で提出予定の決議案を紹介します。

左記決議案は臨時会招集請求した11日時点のもの。緊急事態宣言の一部解除など状況の変化によって20日の提出時点で若干の表現が変更される可能性があることを予めご了承ください（案）

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策の拡充を求める決議

（案）

新型コロナウイルス感染 以降 コロナ感染」と言う）という未曾有の危機に私たち国民、いえ、全世界の人々が直面しています。

世界中でコロナ感染が爆発的に拡大する中、安倍首相は、新型コロナウイルス特別措置法に基づき5月6日を期限に「緊急事態宣言」を発出しました。さらに感染拡大の収束が見通せない状況下、全国を対象に5月31日まで「緊急事態宣言」を延長し、感染拡大防止のため、不要不急の外出の自粛、休業、イベントの中止、在宅勤務の推奨、各種学校の休校要請など、国民に行動変容を要請しています。感染者数の減少が報じられていますが、ひとたび油断すれば、再び爆発的感染拡大の事態が懸念されます。

コロナ感染拡大の影響で甲良町内でも事

業所の休業、営業時間の短縮、仕事の減少、イベントの中止・延期などで収入が途絶え、売り上げが激減するなど、あらゆる分野で困難な状況が深刻さを増しています。

政府は1人10万円の一律給付をようやく実現しました。また各種の救済制度・経済対策を決定しました。しかし、事業者が希望する「自粛と補償はセット」は満たされておらず、安心して自粛・休業要請に応じられるためには、極めて不十分と言わざるを得ません。感染拡大防止の観点からも、私たちにとって必要不可欠の経済活動を継続させるためにも国・県による更なる支援策が求められているところです。

その上で、町独自の支援策の拡充が求められています。それは、多くの町民が困難な状況に置かれている下で、町民に寄り添う町政の重要な役割だと考えるからです。

よって、野瀬町長におかれましては、以下の事項を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 国・県に対して、検査・医療体制の拡充、安心して自粛・休業できる補償・経済対策を講じられる充分なる財政出動を要請されること。
- 2 我が町独自の感染防止対策ならびに休業要請に伴う町民・事業主の損失等、様々な影響に対する補てん・支援策を拡充すること。税・保険料・水道料など各種公共料金の減免措置を講ずること。
- 3 この非常事態を受け、不要不急の事業を

臨時議会開催

甲良町独自のコロナ対策拡充の早期実施を求めて議員有志（建部、山田裕康、山田充、西澤の各議員）連名で臨時会を招集請求（地方自治法第101条3項）したことで開催が決定されたものです。

○5月20日（水）9:30より

全員協議会、その後、本会議が開催されます。

○議題：議員提案の決議案、補正予算案、条例改正の専決処分承認案など



甲良民報

2020年5月17日 789号

発行責任：日本共産党甲良町議員

連絡：甲良町在士373（西澤）

Tel：38-4949 Fax：38-2242

ご意見・ご要望をどうぞ。

☆くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123 松元たけし 38-3875

◎日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】